

三一 届狀添紙面之儀覺

届狀添紙面之古案

御年寄衆若年寄衆に

覺

一、何々封

何之誰

右當月何日何方出足之町飛脚到來に付、爲持進上仕候。以上。

何月何日

誰

誰様

人持より組頭迄

覺

一、何々封

右書文言同事、爲持致進上候。以上。

月日

誰

誰様

物頭以下平侍迄

覺

一、何々封、右書文同事、爲持指越之候。以上。

月日

會所

誰殿

但、御用人衆に者様付に而、御用番之者名を相調可申事。

三二 雜事品々覺

一、他國詰人等御扶持方、無役之組者小拂より相渡申候。

役在之組等は、出銀所より渡り申候。乍然御使並に罷越人々は、御扶持方共に出銀所より相渡候。出銀所之分は會所

印無之、會所より貪着無之儀に候事。

一、定懸り小遣之外、不時御用に受取候節者、御儉約所に

以紙面申遣、割場の申談有之、受取申事。

一、會所夜中御用之節燈申蠟燭、取次に五挺充相渡置候。

翌日入用之趣承届、又相渡申事に候。

一、御預地方於江戸御上納金、毎月此元にて取立遣可申金

銀高、御算用場主付より申來次第、江戸に申遣、於彼地御貯

用金之内を以御取替候而、音地久兵衛等に相渡、此許之村方

より取立次第、會所に上納有之、町飛脚に渡江戸に遣候事。

一、御婚禮方并御法事方留帳共、御土藏に在之、古物裁許支配仕候事。

一、御賄は御儉約奉行に紙面遣、奥印取、御臺所に遣申事。留書等時刻遅候得ば、爲給候事。紙細工茂所々御用多節は、小作事奉行より紙面を取、御賄之儀申遣候事。

但、此方より紙面印章之事。

一、坊主方に有之候殘燭、跡々會所に指越、爲懸直候得共、御用も多、難成旨申遣候へば、左候者向後町會所に申遣、懸直候様可致旨、野坂章達・安田梅雪より原田又太夫に申來候事。

一、會所疊表損、第一火の元無心元に付、御城代に申達、御作事より見分人參候上、御修覆有之候事。

但、小拂所・出銀所・會所之御土藏番所、此四ヶ所は其役所々々より被申達候。呉服・料紙・御旅所等は、會所より一所に御城代に跡々より申達候由、右奉行中被申聞候故、一所に相達、修理申付候事。

一、御茶堂方に請取候油、一月に三合に候。請取候時分、

會所印請不申候而、何とぞ直に請取申度由に候。此儀其時々場印請候而は、指支申儀共も有之旨、御坊主頭申聞候。

此儀會所より申遣候而申聞敷哉。押紙面等入申事に候は

ゞ、いか様に茂可調越之旨、中村次右衛門被申聞候故、先

成不申趣に候へ共、同役共にも致僉議、追而可相達旨申入、

於役所遂僉議候所、彌不成趣に付、重而罷出、外格も無之、

其上場印無之紙面に而相渡候而は、裁許之御歩御算用立不

申候間、不成儀と申達候所、左候へば宜候、致承知候旨被

申聞候事。

一、金銀小拂に請候旨、小拂奉行被申聞候はゞ、其段棟取役の申達、早速御算用場の案内有之旨之事。

一、二御丸に相達候、江戸并京都より町飛脚に到來之品々、金銀入に候者、裁領足輕受取、添紙面に茂其段相調、指添可遣候。外之届に者、多少に不限裁領付不申事。

但、二御丸に而茂、金銀少分之儀に候者、不及裁領事。

一、眞皮とは、柑子のふすべ皮を言。

一、會所留書足輕御用多き節者、日懸申遣、請取候事。

一、御廣式御用之御敷紙申來候節は、紙細工に申付候事。